

西郷村の人口及世帯数
(48. 9. 1 現在)

世帯数	2,401
人口	10,591
男	女
5,245	5,346



発行日 昭和48年9月5日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)
編集発行
企画開発課
印刷所
ワタベ印刷所

湿原植物を

護ろう



西郷村は湿原植物の宝庫です。

ミズバシヨウをはじめ、さぎ草、とき草など数種類に及んでいます。

このめぐまれた自然を皆さんとともに護りましょう。

『さわぎきょう』

「秋の七草」といえば、その代表花は桔梗キキョウでありましょう。生草で家畜を飼育していた頃、今時分はたぶん乾草刈の最盛期で朝露に濡れた可憐な桔梗を手折っておいて夕暮、山路を急いだ頃が懐かしい時代となりましたが、この私達の生活の中で、歌や詩にうたわれた馴染み深い桔梗とは対象的に同じ桔梗の仲間「サワギキョウ」があります。あまり一般の人々には知られていないようですが、暮れなずむあたりの景色にマッチしたこの花の紫の色の深さは、思わず息をのむの一言につきるようです。

キキョウは漢字の桔梗の音読みであるのに、サワギキョウの漢名が山桔梗と書くのは素人なりに少々変な気もしないではないが水辺に群生するところからサワギキョウと命名したものと解釈したいところですが、サワギキョウは桔梗ほどの艶かさでなく、どちらかといえば淋しげに咲く秋草でありましょう。

さわぎきょう [ききょう科]

Lobelia sessilifolia Lomb

▽特徴 高さ五cm〜1mで直立する。根茎は太く、横にはい、中空で円柱形、花を除いては全株に毛のない多年草、巾五〜一五mm、長さ四〜七cmの披針形で、柄のない葉が密に互生し、先端は鋭く縁に細かい鋸歯がある。葉は上部に移るにつれて小形になり、そのまま包葉となる。



茎上部に長い総状花序を作り、下方から上都に咲き上って行き、最後には花序の長さは三〇cmにもなる。花冠は美しい紫色で長さ約三cmほどで唇形。上唇が二裂、下唇は三裂して、裂片の縁には長いやつらかな毛がある。筒となった五本の雄シベを花柱がつつらぬき、萼の筒部は子房とくっついていて、先は五裂、先のとがった披針形で長さ約八cmほどある。○果は鐘形で長さ一cmほど、上端の蒴の間で裂け、一五mmばかりの平たい種を散らす。

△山と溪谷社 山の花より▽

村議会報告

第二回定例会 第二回臨時会より

六月十八、十九日の両日、第二回定例会、七月三十日、第二回臨時会が開かれ、西郷村税条例の一部改正、学校プールの建設工事の請負契約や補正予算、国民健康税条例の改正などが上提され、慎重審議の結果、いづれも原案通り可決されました。

まず第二回定例会の方から申しますと、

▽専決処分について承認を求める件(西郷村税条例の一部改正について)

これは、国会において地方税法の改正の議決がおくれたため、固定資産税の納期を昭和四十八年度に限り、延期する必要があるため、延期するの附則を改正するものです。

▽専決処分について承認を求める件(職員の休日及び有給休暇に関する条例の一部改正について)

「国民の祝日に関する法律」の改正により、祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を休日とする」ととなり、また、天皇誕生日がこれに該当しその翌日を職員の日休とするためです。

▽専決処分について承認を求める件(西郷村税条例の一部改正について)

地方税法の改正により、それに伴う改正が、村税課税のため、急務を要したため専決です。

▽専決処分について承認を求める件(職員等の旅費に関する条例の一部改正について)

国家公務員の旅費に関する法律が四月二十六日公布され四月一日から適用となったため、地方公務員も右に準じて施行すべく条例の附則を改正するものです。

▽西郷村税条例の一部改正について

土地保有税の新設に伴う所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改正の詳細については四ページ参照)

▽西郷村手数料条例の一部改正について

先月号でもお知らせしましたが、今回戸籍手数料が七月一日から戸籍手数料が値上げされますので、この条例に規定される住民登録関係謄抄本、その他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

昭和三十九年度一般会計補正予算

今回総額で五百万円を追加し、歳入歳出予算額を八億五千四百九十九万四千円とするものです。

歳入の五百万円の追加は東北新幹線建設工事のための道路損傷負担金で、これにより黒川線の舗装工事を行なうものです。

又来年年度以降の村道建設改良舗装のため農地費融資費道費で六百二十五万円の設計委託料、道路補修用の砂利購入費として、今回三百万円を計上しています。更に新甲子の水泳プールの補修費として、観光一部事務組合負担金を九十五万円計上しています。

昭和三十九年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

昭和三十九年度簡易水道特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設関係の移設工事のため

の歳入歳出の補正です。

▽学校プール(小田倉小学校)建設工事の請負契約について

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたので、この工事請負契約につき提案したものです。次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保険税を確保するため国民健康保険条例の一部を改正するものです。(詳細についてはこのページ参照)

昭和三十八年度施行村道新田と柏野線特殊改良第四種舗装工事請負契約について

一千万円を超える工事の請負契約につき、議会の承認を求めたものです。

西郷村敬老年金支給条例の一部を改正する条例

これは現行条例により、一年以上本村に居住した老人のみが支給の対象となつていますが、今回太陽の国の一部である特別養護老人ホームが完成する運びとなり、百名の老人が収容される予定

であり、その内七十五才以上の老人が、年金の支給からはずされる事は条例の趣旨からして、よろしい姿ではありません。

国保条例一部改正

増加する医療費に対処

去る七月三十日開かれた第四回臨時村議会に国保税条例の一部改正案が上提されました。この改正案は昭和四十八年度の国保税を賦課する税率の改正が主な内容です。今年度は老人医療(表一) 税率新旧対象表

区分	改正された税率	改正前の税率
所得割	百分の一・三九	百分の一・三八
資産割	百分の五三・二〇	百分の三八・一五
均等割	一人 四、〇七七円	一人 二、八二四円
平等割	当り 五、四八六円	当り 四、九六〇円

国保税はなぜ年々上げなければならぬか。

国保税の引上げは、医療費の上昇と密接な関係があります。

▽第三に年々一件当りの費用(医療費)及び受診率(国保加入者で一年間にかかった回数)が増えていること等であり、医療費はどのように伸びているか。

▽第一に老人医療対策として、七十才以上の老人の医療費が無料になったこと

せんで「一年以上居住する」という条件をはずし、本村に居住する全部の老人に対し、支給するよう改正いたしました。

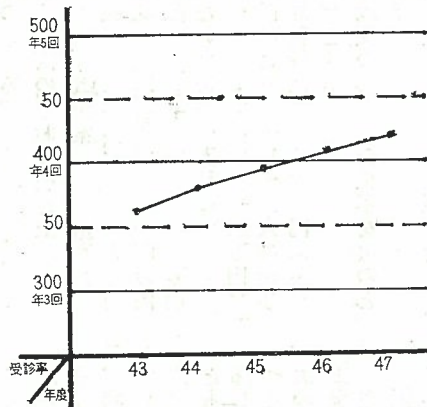
とにより受診率が上がったため。

▽第二に妊産婦、乳児医療費の無料化に伴う波及増のため。

四十四年、四十五年度は一

(図2)

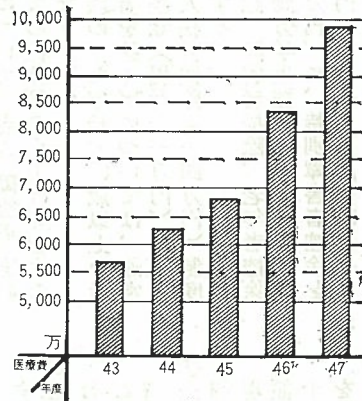
受診率の推移



年間を通して、1人がお医者さんにかかる回数

(図1)

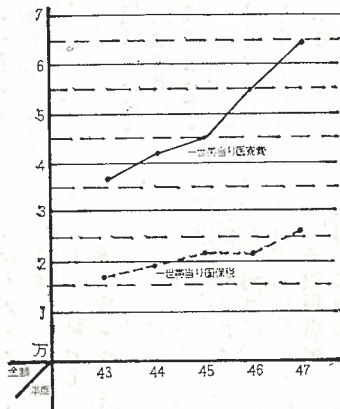
医療費の推移



皆さんが、お医者さんにかかった医者代の7割を村で支払っている1年間の合計です。

(図4)

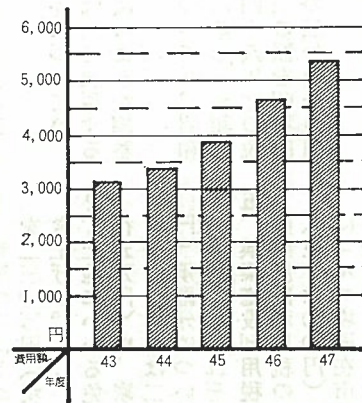
1世帯当り国保税及び医療費の推移



1世帯当り医療費は、皆さんがお医者さんにかかった時、医者代の7割は村で支払っています。年間を通じて1世帯に対し村で支払っている平均です。

(図3)

1件当り費用額の推移



皆さんが年間を通してお医者さんにかかる1回分の医者代の平均

(表2)

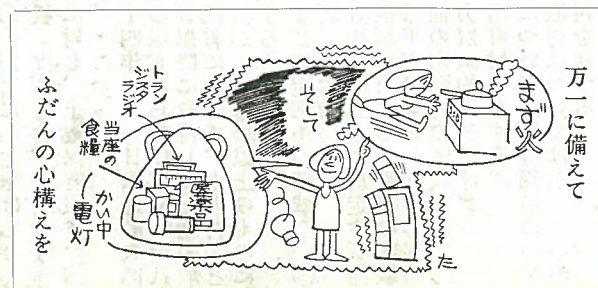
西白河郡内市町村国保税調 (48年度)

市町村名	一世帯当り国保税
西郷村	36,464円
白河市	37,150
表郷村	33,000
泉崎村	43,616
中島村	28,600
矢吹町	30,000
大信村	42,900

表二は、西白河郡内の市町村の昭和四十八年度の国保税一世帯当りの一覧表です。参考までに、昭和四十七年度医療費段階別をお知らせします。

これは国保加入者が一回医者にかかった場合の医療費ですが、昭和三十八年度は千七百円であったものが四十七年度は五千二百二十三元と約三倍も値上りしています。このような要素が加わって医療費が増加しているわけです。

図四は一世帯当り国保税と医療費とを比較したグラフです。これは国保加入者が一回医者にかかった場合の医療費ですが、昭和三十八年度は千七百円であったものが四十七年度は五千二百二十三元と約三倍も値上りしています。このような要素が加わって医療費が増加しているわけです。



医療費支払額	戸数
200万円以上	1戸
100万円以上	5戸
50万円以上	31戸
10万円以上	369戸
5万円以上	306戸
5万円以上合計	712戸

一、住民税 個人負担の軽減を図るため課税最低限の引上げ、税率の緩和等を行なうものとする。

1、所得控除を次のとおり引き上げる。

項目	改正案	現行
基礎控除	一六万円	一五万円
配偶者控除	一四万円	一四万円
扶養控除	一二万円	一一万円
(配偶者のない世帯の一人目の)		
扶養控除	一四万円	一二万円

以上の措置により、夫婦二人の給与所得者の課税最低限を八六万円(現行八〇万円)とする。

2、市町村民税の所得割の税率を次のとおり改める。

税率	改正案	現行
二%	三〇万円以下の金額	一五万円以下の金額
三%	三〇万円	四〇万円
四%	八〇万円	七〇万円
五%	一〇〇万円	一〇〇万円
六%	一五〇万円	一五〇万円

(以下略)

3、住民税について、老人、障害者、寡婦等についての控除額の引上げ等を次のとおり行なう。

- (1) 扶養親族のうち年齢七〇歳以上の者(障害者を除く)については、通常の扶養控除(現行一四万円)に代えて、老人扶養控除(一四万円)制度を創設する。
- (2) 寡婦控除、障害者控除、老年者控除および勤労学生控除を一二万円(現行一〇万円)に、特別障害者控除を一四万円(現行一二万円)に、それぞれ引き上げる。
- (3) 寡婦控除の適用が受けられる寡婦の範囲を拡大し扶養親族のない未亡人(所得年一五〇万円以下の者に限る)についても寡婦控除を適用する。

4、障害者、寡婦等の非課税限度額を四三万円(現行三八万円)に引き上げる。

5、勤労者の老後生活保障の一環として所得税と同様に退職所得の控除額を引き上げる。

二、固定資産税

1、土地にかかる固定資産税については住宅用地に対して軽減措置を講ずるとともに固定資産税制度本来のあり方に即し、調整措置を講じつつ評価額に基づく課税を図るものとし、明年度から次のような措置を講ずるものとする。

(1) 現に住宅用地として使用されている宅地については、現行の負担調整措置を継続するとともに、課税標準額が評価額の二分の一の額をこえる場合は当該二分の一の額にとどめ

ることとし、昭和五十年以降は評価額の二分の一の額を課税標準額とする。

昭和四十八年度税法改正のあらまし

- (2) 住宅用地以外の宅地等については、おおむね三年間で評価額で課税することを用途として、次のような調整措置を講ずる。
- (3) 法人所有の宅地等については、昭和四十八年度は評価額に基づく税額と現行制度による昭和四十八年度の税額との差額の三分の二の額を昭和四十九年度は当該差額の三分の一の額を減額する。
- (4) 個人所有の宅地等については、昭和四十八年度は現行の負担調整措置を継続し昭和四十九年度は評価額に基づく税額と昭和四十八年度の税額との差額の二分の一の額を減額する。

(注) 現行の負担調整措置を継続する場合において、昭和四十八年度の評価額に対する課税標準額の割合が百分の一五未満の宅地等については評価額の百分の一五の額を課税標準額とし、昭和四十九年度の評価額に対する課税標準額の割合が百分の三〇未満の宅地等については評価額の百分の三〇の額を課税標準額とする。

- 2、土地にかかる免税点を一五万円(現行八万円)に、家屋にかかる免税点を八万円(現行五万円)に、償却資産にかかる免税点を一〇〇万円(現行三〇万円)にそれぞれ引き上げる。

三、事業税 中小企業者の負担の軽減を図るため、事業主控除額を八〇万円(現行六〇万円)に引き上げる。

四、不動産取得税

- 1、新築住宅にかかる課税標準の控除額を二三〇万円(現行一五〇万円)に引き上げる。
- 2、土地にかかる免税点を一〇万円(現行五万円)に、家屋にかかる免税点を新築については二二万円(現行一五万円)に、承継分については一二万円(現行八万円)にそれぞれ引き上げる。

五、娯楽施設利用税 ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の標準税率を八〇〇円(現行六〇〇円)に引き上げるとともにゴルフ場所在市町村に対する交付金の交付率を二分の一(現行三分の一)に引き上げる。

六、料理飲食等消費税 旅館における宿泊およびこれに伴う飲食にかかる免税点を二四〇〇円(現行一八〇〇円)

に、飲食店における飲食等にかかる免税点を二二〇〇円(現行九〇〇円)に、チケット食堂における飲食にかかる免税点を六〇〇円(現行四五〇円)に、それぞれ引き上げる。

七、電気ガス税 電気ガス税の負担の軽減を図るため税率を六%(現行七%)に引き下げるとともに、電気にかかる免税点を一〇〇〇円(現行八〇〇円)に、ガスにかかる免税点を二一〇〇円(現行一六〇〇円)に引き上げる。

八、土地保有税 次のとおり土地の取得および保有に対し、土地保有税(仮称)を課税する。

- (1) 昭和四十四年一月一日以降に取得した土地の保有ならびに昭和四十八年七月一日以降に取得した土地の取得および保有について、市町村ごとの合計面積が次の基準以上のものに対して課する。
- (2) 都および指定都市の区域二〇〇〇平方メートル(約六〇〇坪)
- (3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域五〇〇〇平方メートル(約一五〇〇坪)
- (4) その他の市町村の区域一〇〇〇〇平方メートル(約三三三三坪)

本税は市町村税とする。

- (3) (2) 保有については取得価格の一四%、取得については取得価格の三%の税を課する。
- (4) ただし、固定資産税額および不動産取得税額を控除する。

当該土地の取得および保有が、農林水産業の経営、工場の地方分散等のためのものであって、国の施策等に適合するものについては本税を課さない特例を設ける。

- (5) 保有にかかる課税は、昭和四十九年度分から、取得にかかる課税は、昭和四十八年七月一日以後の取得分から課税する。

住みよい村・美しい村に

一般家庭用ゴミについて協力を

最近新聞やテレビなどで「ゴミ戦争」とか「ゴミ公害」ということばが毎日のように論じられています。たかがゴミなんかと「バカ」にしている、やがて「ゴミ」は人間の生活を押し潰してしまいます。そんな臭いゴミにはフタをしてすみにおくという時代はすぎ去りました。

生活環境の保全、公衆衛生の向上を目的に「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に類別され、事業者はその責任において適正に処理することになっていきます。「一般廃棄物」は市町村が行なうものです。区域内の土地建物の所有者は、そこから出るゴミのうち容易に処分できるものはなるべく自ら処分するように努めましょう。一方、処分できないゴミについては「可燃物」と「不燃物」を別々の容器に収納し、粗大ゴミを所定の場所に集める等、市町村が行なうゴミの収集運搬処分に協力しなければならぬと明示されております。

さて問題は収集運搬はどう行なわれているか。「一般ゴミ」「粗大ゴミ」「プラスチック類」等をどう類別

して所定の場所に集めるかまた生活環境を清潔にするため公共の場所、又は集収場所を汚さない運動も大切で。これには、住民の皆さん達の協力がなくては清潔な環境づくりは出来ない現状です。

収集運搬車は日を決めて集収して居りますが、たまに集収日でない日に所定の場所に夜間持ち込んで置いて行く方、又水路に投込む等、不法に捨てられるゴミに近所の住民は憤慨し、つい自然ばかりでなく人の心まで食い荒らす結果になります。

私達のゴミは私達の手でゴミ運搬車に乗せてやり、今度の収集車の来るまで収集車停留所の場所はきれいにしておきましょう。これが一般住民（私達）の努めです。

今度、村としては、農家戸数の少ない部落（現在収集している）は不燃物と可燃物を必ず別にして、収集日以外の日は収集停留所に持ち込まないで、いつもきれいに置いて下さい。集収日には当番を決めて収集した後をきれいに掃除して、今度の収集日まで何

も置かないで下さい。私達の手で用水路、又空地に不法投げ捨てる人を取りしめ、明るい村づくりとゴミのない環境を作りましょう。

▽産業廃棄物について

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならぬと明記されております。各事業者は必ず一般家庭用ゴミと異なりしますので、申し添えると共に、不法投げ捨て等はしないで下さい。



西郷村清掃指導員

文化生活が向上すればするほど不用品が出る現在です。

交通戦争と平行して生活面では「ゴミ戦争」が一日とはげしくなります。

そこで西郷村でも「ゴミ」の処理に今年度から清掃指導を配置して少しでも「ゴミ」に対応出来るようにいたしておきます。

「ゴミ」について種々相談したい事がありましたら

役場住民課及び、各清掃指導員にご相談下さい。清掃指導員の方は次の通りです。

▽上新田地区

柴山浩祐
大字小田倉字前山

▽桑名延儀

大字小田倉字立出一

▽米地区

小針好栄
大字米字米村五六

▽間ノ原地区

田辺春吉
大字米字間ノ原二

▽下新田地区

鈴木一男
大字小田倉字道南五八

▽佐藤チエ

大字小田倉字下新田

▽川谷地区

独古スィ
大字真船字浦日向二〇八

▽原中地区

佐山寅一
大字小田倉字原中二

▽遠藤誠一

大字小田倉字上ノ原一

各課紹介

水道課

水道課は村民のみなさんの生活用水を確保し、きれいな水を給水するため施設を管理している課です。

水道課は管理係と、施設係があり、内容は次のとお

犯罪をみた
きいた
知った時は
一一〇番へ

りです。

●課 長

青柳 定男
管理係長 遠藤 栄次

▽事務会計の予算について

▽予算の報行監督について

▽物品の出納保管について

▽水道事業の資金運用及び財務について

▽諸収入の賦課徴収及び借入金について

▽水道使用の取締について

▽水道工事指定業者について

▽水道料納付組合について

▽その他水道管理について

●施設係長(兼)青柳定男

▽水道施設全般の維持管理について

▽水道設計調査について

▽関係図面の保管について

▽工事用機械工具の出納及び保管について

▽工事用資材の検査について

▽工事の竣工検査について

▽給水工事の受付設計監督ならびに施行について

▽水質検査及び滅菌について

▽メーターの整備及び検針について

以上が水道課の仕事の概要であります。

犯罪防止について

ご協力を

最近あき巣狙いや、夜間の忍び込み盗難が多くなってきたようです。戸締まりの不完全なところ「カギ」のないところ等をいつも点検して、泥棒に入れないようにして下さい。また留守をしている老人や子どもに目をつけて押し売り、物貰い等が徘徊した場合には村内にも防犯連絡所が新たに十ヶ所委嘱しましたので活用願います。

委嘱者は左記のとおりです。

- 西郷村大字羽太字狸屋敷 緑川 忠 夫
- 大字熊倉字関根 65 辺 見 善 一
- 大字小田倉字原中 佐 川 寅 一
- 菊地 勇 三 郎
- 遠 藤 光 次
- 内 山 重 丸
- 高 久 喜 祐
- 安 部 正 英
- 永 山 清 策
- 小 木 義 昭

お知らせ

△税務署だより▽

◆主婦のパート収入がある場合の税金と配偶者控除
主婦のパートによる収入の所得税は、次のように扱われます。

- (1) パート収入が年間三四二〇〇〇円より少ないときは、夫の所得から配偶者控除が受けられます。
- (2) パート収入が年間三四二〇〇〇円以上で四一二、〇〇〇円より少ないときは、配偶者控除は受けられませんが、パート収入には所得税がかかりません。
- (3) パート収入が年間四一二、〇〇〇円以上のときは、配偶者控除が受けられないのはもちろん、パート収入にも所得税がかかります。

税金はみんなのために使われています。

私たちが生活していくためには道路や上下水道、学校、社会保障など社会全体として必要なものや制度がたくさんあります。このようなものを整備したり、病気が貧困を防ぎ、暮しを豊かにしていくために、国や地方公共団体はいろいろな事業を行なっています。

こうした国の施策に使われる費用の大部分は、私たちが納めた税金で賄われています。昭和四十八年度の国の一般会計予算は十四兆二千八百四十億円で、このうち約八〇％は私たちの納めた税金です。

これを税金千円あたりの使いみちしてみると、次のとおりです。

- ・国民の健康や生活を守るために 一八一円
- ・道路や住宅などの整備のために 一九九円
- ・教育と科学技術の振興のために 一一〇円

・国土の防衛のために 六五円

・地方財政の援助のために 一九八円

・国債の償還や利子支払いのために 四九円

・その他いろいろな国の施策を賄うために 一九八円
合計 一、〇〇〇円

住宅統計調査に

ご協力を

十月一日には、全国的な規模で住宅統計調査が行なわれます。

この統計調査には、住宅関係の諸施策に必要な統計をつくるためのもっとも基本的な調査で、昭和二十三年以来五年ごとに行なわれており、今回はその六回目にあたります。

この調査によって、わが国の住宅の実情が地域別に明らかにされ、その結果は国や都道府県などが立案、実施する住宅建設計画、都市計画、地域開発計画、環

境整備計画などの基礎資料として用いられます。統計調査員がお宅に伺いましたら、ご協力をお願いいたします。

警察官募集

明年四月一日採用する福島県警察官の募集を次のとおり実施しています。

一、受付期間

八月一日から九月二十九日まで

二、試験日程

- ・第一次試験十月二十一日
- ・第二次試験十一月二十、二十一日
- ・合格発表は十二月上旬の予定
- ・採用は昭和四十九年四月一日

三、受験資格

昭和二十一年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれた男子

四、採用予定人員

大学卒 約四〇名

五、その他

詳細については白河警察署へ問い合わせ下さい。

八月の行事報告

行事

1 曜日 定例町村会・市町村連絡協議会・若い農業者の集い・太陽の国協議会

2 (木) 県税優良納税町村等表彰式・交通安全研修講師団研修会

3 (金) 交付式 社会福祉協議会総会・防犯連絡所委嘱状交付式

4 (土) 町村職員ソフトボール・卓球大会・村内児童生徒キャンプ大会(新甲子)

5 (日) 議会総務委員会・農業生活改良普及員役員会

6 (月) 特別養護老人ホーム落成式

7 (火) 用地対策連絡会調整会議

8 (水) 県戸籍事務連合会総会

9 (木) 村有牛貸付審査委員会・林業構造改善林道開設市の沢線入札

10 (金) 成人式(47・48年度合同)

11 (土) 第二十六回福島県総合体育大会(庁舎前にて開会式)

12 (日) 村議会第五回臨時会

13 (月) 畜産共進会打合せ・広域農協合併協議会

14 (火) 議員ソフトボール大会(岩瀬、東西白河、石川郡)西二中

15 (水) 国道289号線道路整備期成同盟会、消防団長会議

16 (木) 収入役会議

17 (金) 長谷川機械製作所

18 (土) 第八回村民運動会

19 (日) 西白河地方社会教育研究大会

20 (月) 県道舟津羽鳥・白河線、小田倉・那須線

21 (火) 道路整備陳情

22 (水) 西郷村統計調査員研修(28日~30日)

23 (木) 白河地方交通安全対策協議会

24 (金) 全国山村振興連盟県支部総会

25 (土) 畜産共進会

26 (日) 31

27 (月) 30

28 (火) 29

29 (水) 28

30 (木) 30

31 (金) 29

